

平成27年度第2回庁議 会議録

[日 時] 平成27年5月7日(木) 9時～9時45分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 臨時議会提出議案について (関係部局)

3 連絡事項

(1) 笑顔甲子園(第5回)について (企画部)

1 市長あいさつ

本日の庁議の議題にもあるが、臨時市議会が5月8日に招集告示、5月15日に招集される。また、引き続いて6月議会も始まるため、遺漏のない対応をよろしく願いしたい。

方、実施上の留意点、発生時の被害想定、役割分担、実施体制、発生段階における対策等を定めたものである。計画期間については、新型インフルエンザに関する最新の科学的な知見や対策における検証を通じ、国及び愛媛県の行動計画の改定に合わせ、本行動計画を見直すものとしている。

次に、報告第9号、「専決処分した事件の承認」については、「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定についてだが、今回の改正は、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」等が、平成27年3月4日及び同月11日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものである。

改正の内容としては、平成26年度までの措置であった都道府県単位の共同事業の恒久化、国民健康保険料の賦課限度額の引上げ及び軽減措置に係る軽減判定所得の見直しである。

まず、平成26年度までの措置であった都道府県単位の共同事業が恒久化されることについては、第6条第1項、第7条の3第1号、同条第2号及び附則第2項を改正するものである。

次に、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げについては、第10条の6並びに第16条第1項、第3項及び第4項に規定している基礎賦課額の限度額を51万円から52万円に、第11条の9及び第16条第3項に規定している後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を16万円から17万円に、第12条の5及び第16条第4項に規定している介護納付金賦課額の賦課限度額を14万円から16万円にそれぞれ引き上げるものである。

この改正によって、これらの賦課限度額に到達する世帯については、最大で年間4万円の保険料の増額となり、年間最高保険料額が81万円から85万円となるが、より所得の高い世帯に新たな負担を求めることで、最も負担感が強いとされる中間所得者層の負担軽減を図ることが可能となる。

次に、軽減措置に係る軽減判定所得の見直しについては、第16条第1項第2号に規定している5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を24万5,000円から26万円に引き上げることで、5割軽減となる対象者の拡大を図るとともに、第16条第1項第3号に規定している、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を45万円から47万円に引き上げ

<p>建設部長</p>	<p>ることで、2割軽減となる対象者を拡大するものである。</p> <p>なお、この条例は平成27年4月1日から施行し、改正後の条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用することとしている。</p> <p>次に、報告第11号、「専決処分した事件の承認」については、「新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例」の制定についてだが、今回の改正は、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」が公布及び施行されたことに伴い、保険料第1段階の平成27年度から平成29年度までの第6期3年間の保険料率の改定を行うものである。</p> <p>改正の内容としては、消費税による公費を投入して、低所得者の第1号保険料の軽減強化を行うこととされたことを踏まえ、第5条に第2項を加えることにより、第1項第1号（保険料第1段階）を年額37,500円から33,700円に引き下げるものである。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行し、平成27年度分の保険料から適用することとしている。</p> <p>報告第7号及び、報告第12号について説明する。</p> <p>報告第7号、「専決処分した事件の承認」については、「新居浜市総合文化施設建設工事」の請負契約の変更で、平成25年3月の第1回市議会定例会での議決により締結し、平成26年2月の第1回市議会定例会及び、平成26年12月の第5回市議会定例会での議決により工事期間を変更し、平成27年2月の第1回市議会定例会での議決により契約金額を変更した同契約について、空調設備用の地下水井戸において、原因不明の取水能力低下が発生したことにより、空調システム及び、新たな取水井戸の位置の検討や、さらに取水井戸の施工等に不測の日数を要し、工期内の完了が見込めなくなったことから、工事期間について、「平成25年3月22日から平成27年3月31日まで」となっていたものを「平成25年3月22日から平成27年6月30日まで」に変更するため専決処分をしたもので、報告し承認を求めるものである。</p> <p>次に、報告第12号、「専決処分の報告」について、本件は、「損害賠償の額の決定について」で、平成27年4月6日午前11時50分頃、市道「河又東平線」、大永山350番1地先路上において、新居浜市東平歴史資料館に向かって進行中の小型自動車に、</p>
-------------	---

総務部長

道路右側に面する山の斜面からの落石が衝突し、車両を損傷した事故に係る損害賠償の額を、当事者との協議及び、全国市有物件災害共済会の査定によって、車両の修理に要する費用、「17万7,809円」と決定し、平成27年4月17日、専決処分をしたので、報告するものである。

今後においても、危険箇所の早期発見、早期対応に努めるとともに、より一層、市道の適正な維持管理に努めていく。

総務部からは、報告1件、追加提出予定の人事議案6件について説明する。

まず、報告第8号、「専決処分した事件の承認」については、「新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例」の制定についてである。今回の改正は、国の平成27年度税制改正による「地方税法」の一部改正に伴うもので、第1条で「新居浜市税賦課徴収条例の一部改正」、第2条で「新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正」、第3条で「新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正」、第4条で「新居浜市都市計画税条例の一部改正」を行ったものである。

まず、第1条 新居浜市税賦課徴収条例の一部改正から、第3条 新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正について、第2条「用語」から附則第10条の3「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」までについては、社会保障と税番号制度の導入に伴う「行政手続における個人を識別するための番号の利用に関する法律」の改正によって、平成27年10月から個人番号・法人番号の通知が開始され、平成28年1月から順次、年金・介護・医療の社会保障や税の分野において、共通番号の利用を開始することになることから、関係条項を改正したものである。

次に、個人市民税について、第33条第2項、「所得割の課税標準」については、株式等の譲渡所得に対する非課税国への出国による課税逃れに対応するための特例の創設に伴う法改正による改正で、個人住民税については所得割課税額算定の対象外とするというものである。

次に、附則第7条の3の2、「個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除」については、地方税法の改正により所得税の住宅ローン控除制度の適用を受けた人が、住宅ローン控除額を所得税額か

ら控除しきれなかった場合、住民税から控除するという救済措置の適用期限を平成30年12月31日から平成31年6月30日までに延長するというものである。

次に、附則第9条、「個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等」については、個人住民税に係る「ふるさと納税」について、寄附金税額控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げるとともに、税法上の特例として、いわゆる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設することにより、確定申告の不要な給与所得者等が、ふるさと納税を行った場合に、寄附先の都道府県又は市区町村が、寄附者に代わって控除に必要な事項を寄附者の住所地の市区町村に通知するというものである。

次に、軽自動車税については、平成26年度税制改正により条例改正して、本年4月1日から施行することになっていたが、平成27年度税制改正によって、経済再生と財政健全化の両立のため、デフレ脱却と財政再建を確実なものとし、消費税率10%を確実なものとするため、軽自動車税の税率引き上げを1年延期するとともに、グリーン化特例等を導入することになり、条例の一部を改正したものである。

まず、「軽自動車税の税率の特例」については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した新車の3輪及び4輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さな軽自動車について、「グリーン化特例」を講じる措置であり、取得した翌年度分の軽自動車税の税率を軽減するというものである。

次に、「軽自動車税の税率」については、平成26年度の税制改正により、平成27年4月1日から適用することとなっていた原動機付自転車及び2輪車等に係る軽自動車税の税率について、適用開始を1年間延長して平成28年4月1日以降に変更している。

次に、市たばこ税について、附則第16条の2、「市たばこ税の税率の特例」については、「旧3級品」の製造たばこに適用されている特例税率を段階的に改正するもので、平成28年から毎年4月1日時点で段階的に引き上げることにより、平成31年4月1日から「旧3級品以外」の製造たばこの現在の税率と同じくするものである。

次に、固定資産税について、附則第10条の2、「法附則第15

条第2項第1号等の条例で定める割合」については、「わがまち特例」として条例で課税標準の特例割合や減額期間を定めるものであり、今回、同条第8項に「サービス付き高齢者向け貸家住宅」を新設したものである。

なお、新設分の固定資産税額の減額割合については、3分の2とするものである。

附則第12条、「宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例」から附則第13条、「農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例」については、固定資産の評価基準年度が「平成24年度」から「平成27年度」に変更されたことに伴う条文整理である。

次に、第4条「新居浜市都市計画税条例の一部改正条例」について、第2条第2項、「納税義務者等」については、地方税法第349条の3に規定する「固定資産税の課税標準等の特例措置」条項の追加による改正である。

附則第3項から附則第7項、「宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例」及び附則第8項「農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例」については、固定資産の評価基準年度が「平成24年度」から「平成27年度」に変更されたことに伴う条文整理によるものである。

以上が専決処分した条例の主な内容であるが、今回の改正に伴う市税への影響見込みについては、平成27年度における市民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税のいずれについても、特に大きな影響はないものと考えている。

次に、追加予定の人事議案についてだが、まず、新居浜港務局の監事の任命については、新居浜港務局の監事、山下勝徳氏の辞任及び寺田政則氏の任期満了に伴い、新たに幹事を任命するについて、議会の同意を求めるものである。

次に、瀬戸内運輸株式会社取締役の推薦については、瀬戸内運輸株式会社取締役、近藤清孝氏の任期満了に伴い、新たに取締役を推薦するについて、議会の同意を求めるものである。

次に、新居浜港務局委員会の委員の任命については、2件あって、新居浜港務局委員会の委員、樋口志朗氏の辞任及び仙波憲一氏の辞任に伴い、新たに委員を任命するについて、それぞれ議会

<p>企画部長</p>	<p>の同意を求めるものである。</p> <p>次に、新居浜市監査委員の選任については、新居浜市監査委員、白簀愛一氏の任期満了に伴い、新たに監査委員を選任するについて、議会の同意を求めるものである。</p> <p>次に、新居浜市消防委員会の委員の委嘱については、新居浜市消防委員会の委員、藤田豊治氏、伊藤優子氏及び近藤司氏の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するについて、議会の同意を求めるものである。</p> <p>企画部からは、報告第10号について報告する。平成26年度一般会計補正予算について専決処分したもので、歳入・歳出ともに、1,126,579千円を追加し、補正後の予算額を49,243,290千円とするものである。市税については、法人市民税の増収が見込まれることから、500,000千円を追加計上する。配当割交付金・地方消費税交付金・地方交付税については、交付額が確定したことにより追加計上する。国庫支出金については、がんばる地域交付金12,371千円を追加している。この他財産収入については、駅前32街区等の土地売り払い収入を、繰入金については、土地開発基金の果実分をそれぞれ計上している。</p> <p>次に、歳出については、歳入増分を財政調整基金等に積み立てるため、基金積立金1,126,579千円を追加計上している。内訳は、公共施設整備基金積立金が199,715千円、財政調整基金積立金が926,864千円としている。</p>
<p>市長</p>	<p>総合文化施設建設工事の請負金額は、更にインフレスライドすることはないか。</p>
<p>建設部長</p>	<p>現時点ではない。</p>
<p>市長</p>	<p>ふるさと納税のお礼の特産品について品数は増やしているのか。宿泊券は。</p>
<p>企画部長</p>	<p>増やしている。ゆらぎの森の宿泊券を追加している。</p>
<p>市長</p>	<p>軽自動車税は、平成27年度新規分から変更か。</p>

総務部長	新規分だけが対象である。
市長	空家に対する固定資産税の住宅用地特例措置の除外については今回の改正に含まれていないのか。
総務部長	『空家等対策の推進に関する特別措置法』において「必要な税制上の措置その他の措置を講ずる」ことができることになっている。また、本市では、これまで、一定の要件に該当しない空き家については特例措置を適用していない
副市長	新型インフルエンザの対策本部について、福祉部・市民部が協力して行うとしているが、主は福祉部を考えているのか。平成21年度の策定時には、福祉部での対応は難しいとのことから、対策本部は市民部対応とした。
福祉部長	現場対応は保健センター（福祉部）が行うことになるため、対策本部は、市民部と協力して対応したい。
市長	以上で、議題は終了する。

3 連絡事項

(1) 笑顔甲子園（第5回）について（企画部）

市長	笑顔甲子園（第5回）について、企画部から説明をお願いします。 ＜企画部長説明＞
企画部長	<p>第5回高校生笑い日本一決定戦「笑顔甲子園“絆” in 新居浜」を今年の8月29日（土）、30日（日）に開催する。</p> <p>今年で5回目を迎える「笑顔甲子園」は、4月27日に報道発表を行い、現在、広く出場者を募集するため、ポスター、チラシ等の配布を中四国、近畿、九州圏の各高校、またマスコミを中心に行っているところである。</p> <p>今年は、新居浜総合文化施設（あかがねミュージアム）がオープンすることから、企画及び運営部門を指定管理者に委託し、オープニングイベントのひとつとして開催することとしており、多くの皆様にご来場いただけるよう、PR活動に努めて行く。</p> <p>また、昨年引き続き、大会運営に高校生ボランティアを募り、</p>

総務部長

全国から集まる出場高校生を地元の高校生が応援すると同時に、大会を若い世代に広め、笑顔による交流を深めていただきたいと考えている。

大会の周知については、過去の大会の様子が閲覧できるホームページを作成するとともに、ツイッターやフェイスブックを活用することにより、最新の情報を広く提供することとしている。

各部局においても、出場者募集やイベントの告知について、ご協力をよろしくお願いしたい。

平成27年度6月期運用の人事評価の実施について、本日、各部局課所室長宛に依頼する予定である。

評価結果については、昨年12月期から勤勉手当の成績率に反映しているが、6月期においても勤勉手当に反映するので実施日程に沿って入力作業、部内調整等を行っていただくようお願いする。

特に、部局内の第1次評価及び第2次評価の比較検討等を行う「部内評価調整会議」の期間が、5月20日から27日までとなっているので、部局長は、部局内はもちろんのこと、全体の評価基準も念頭に置いて調整をお願いする。

また、第2次評価者の評価結果が被評価者の「総合評価」となるが、第2次評価者は第1次評価者のみならず、被評価者の直属の管理職等の意見も聞くことにより、様々な視点から評価を行い、評価結果が客観的なものとなるよう該当職員への周知をお願いする。

次に、評価基準についてだが、実施要領にも記載しているが、業務を遂行する姿勢、成果等において、その求められる職責に対し「全く問題がない。」「期待どおりである。」というのが60点、また、誰が見ても「能力」や「取り組む姿勢」が抜きんでており「他職員の模範である。」といった人物が70点以上のA評価となり、また、反対に誰が見ても職責を果たす能力が欠けている、というのは50点未満のC評価、D評価ということになる。

各部局長においては、評価者全員に評価基準を再度徹底していただき、評価点数が特定の業務、職種、性別等に偏ることなく、「公平性・公正性」を旨とし、バランスの取れた適正な評価となるようお願いする。

<p>企画部長</p>	<p>第1回の庁議において、各部局の執行方針において、市長・副市長から新たな指示事項があったが、対応状況を取りまとめたいと考えている。様式に従って、対応状況・今後の方針について記載をお願いしたい。併せて、商工会議所からの要望事項についても記載をお願いしたい。なお、複数課所室に跨っている案件については、最初に記載してある課所室に取りまとめをお願いしたい。詳細については、本日、総合政策課から各部長宛に通知する。締め切りは5月25日とする。</p>
<p>建設部長</p>	<p>建設部からのお願いだが、5月13日17時30分からシンボルロードの除草作業を行う。都合のつく方には、協力をお願いしたい。</p>
<p>市長</p>	<p>西条市では、4月から駅のホームで、「千の風になって」のオルゴールを流している。JRに確認したところ、メロディーだけで歌詞は流せないことと、装置の設置に500万円かかるため、新居浜市が負担してくれるなら、前向きに検討しても良いとのことだった。建設部とも相談しながら検討していきたい。</p> <p>また、地方創生についても色々な知恵を出してもらいたい。</p> <p>他に何か連絡事項等はないか。なければ、これで第2回庁議を終わる。</p>